

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年8月24日
【事業年度】	第26期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	アルコニックス株式会社
【英訳名】	ALCONIX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 正木 英逸
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目9番13号
【電話番号】	03（5575）2700
【事務連絡者氏名】	取締役経本部長 宮崎 泰
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目9番13号
【電話番号】	03（5575）2700
【事務連絡者氏名】	取締役経本部長 宮崎 泰
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号） アルコニックス株式会社 大阪支店 （大阪市中央区今橋二丁目5番8号 トレードピア淀屋橋8F）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出した第26期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 2 沿革
- 5 従業員の状況

第2 事業の状況

- 4 事業等のリスク
- 7 財政状態及び経営成績の分析

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
- (2) 新株予約権等の状況
- (6) 大株主の状況
- (8) ストックオプション制度の内容
- 6. コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(退職給付関係)

(税効果会計関係)

(関連当事者との取引)

(重要な後発事象)

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(貸借対照表関係)

(税効果会計関係)

(重要な後発事象)

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

(脚注)

(訂正前)

- 3. ALCONIX (THAILAND) LTD. につきましては出資比率持分比率が49%であります、支配力基準による連結子会社としております。

(訂正後)

- 3. ALCONIX (THAILAND) LTD. につきましては出資比率が49%であります、支配力基準による連結子会社としております。

5 【従業員の状況】

(2) 提出会社の状況

(訂正前)

平成19年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
178 (11)	43.1	5.6	<u>5,336,456</u>

(訂正後)

平成19年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
178 (11)	43.1	5.6	<u>6,490,990</u>

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(訂正前)

(16) 投資等が業績に影響を及ぼすことに関するリスク

当社グループは国内連結子会社（1社）と海外現地法人（7社）及び関連会社（2社）で構成されております。またそれ以外にも合弁事業や投資企業等も多数あります。現在海外ネットワークの更なる拡充や積極的な投融資案件の発掘を進めておりますが、期待した成果が上がらず、または事業そのものの頓挫、撤退や縮小により当初予定していた投資額を上回る損失を計上した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<中略>

② 子会社及び関連会社への出資

当社グループは国内連結子会社（1社）と海外現地法人（7社）及び関連会社（2社）で構成されております。

当社グループでは、平成16年1月に海外ネットワークの整備のため、ALCONIX (THAILAND) LTD.を現地資本と合弁で設立、当社の単独出資によりALCONIX (SINGAPORE) PTE. LTD.及びALCONIX HONGKONG CORP., LTD.を設立すると共に、NI METAL PRODUCTS INC.の買収（現ALCONIX USA, INC.）を行い、同年6月にALCONIX (SHANGHAI) CORP.を設立しました。そして、平成18年6月にはALCONIX (EUROPE) GMBHを、平成19年1月にはALCONIX (MALAYSIA) SDN. BHD.を設立しました。また平成16年1月にはアドバンスト マテリアル ジャパン株式会社の株式を取得し子会社化しました。尚、この他にも合弁事業運営等のため関連会社への出資があります。

子会社の設立や取得、合弁事業への投資については、十分な事前調査を実施した上で実行しておりますが、それにもかかわらず拘わらず、当初期待した通りの成果が上がらず、事業そのものが頓挫する、あるいは長期にわたり亘って業績が低迷し、撤退や縮小、出資の減損処理が必要となる可能性があります。また、既に投資している事業会社に対して、将来、増資や貸付・保証等の信用供与を行なう必要が生じ、資金負担が当初の投資額を上回る可能性があります。

これらのリスクが顕在化すると当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<後略>

(訂正後)

(16) 投資等が業績に影響を及ぼすことに関するリスク

当社グループは国内連結子会社（1社）と海外連結子会社（7社）及び関連会社（2社）で構成されております。またそれ以外にも合弁事業や投資企業等も多数あります。現在海外ネットワークの更なる拡充や積極的な投融資案件の発掘を進めておりますが、期待した成果が上がらず、または事業そのものの頓挫、撤退や縮小により当初予定していた投資額を上回る損失を計上した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<中略>

② 子会社及び関連会社への出資

当社グループは国内連結子会社（1社）と海外連結子会社（7社）及び関連会社（2社）で構成されております。

当社グループでは、平成16年1月に海外ネットワークの整備のため、ALCONIX (THAILAND) LTD.を現地資本と合弁で設立、当社の単独出資によりALCONIX (SINGAPORE) PTE. LTD.及びALCONIX HONGKONG CORP., LTD.を設立すると共に、NI METAL PRODUCTS INC.の買収（現ALCONIX USA, INC.）を行い、同年6月にALCONIX (SHANGHAI) CORP.を設立しました。そして、平成18年6月にはALCONIX (EUROPE) GMBHを、平成19年1月にはALCONIX (MALAYSIA) SDN. BHD.を設立しました。また平成16年1月にはアドバンスト マテリアル ジャパン株式会社の株式を取得し子会社化しました。尚、この他にも合弁事業運営等のため関連会社への出資があります。

子会社の設立や取得、合弁事業への投資については、十分な事前調査を実施した上で実行しておりますが、それにもかかわらず、当初期待した通りの成果が上がらず、事業そのものが頓挫する、あるいは長期にわたり業績が低迷し、撤退や縮小、出資の減損処理が必要となる可能性があります。また、既に投資している事業会社に対して、将来、増資や貸付・保証等の信用供与を行なう必要が生じ、資金負担が当初の投資額を上回る可能性があります。

これらのリスクが顕在化すると当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<後略>

(訂正前)

(18) 子会社の代表取締役社長に付与した同社新株予約権の行使により同社に対する当社持株比率が低下するリスク

<前略>

なお、新たに締結した株主間契約においては、AMJは中村氏に対し平成16年度及び平成17年度において利益水準目標の達成を条件に同氏保有株式数に0.29を乗じた新株予約権を付与する内容となっております。さらに当初の契約において未設定となっていた平成18年度の利益水準目標を具体化すると共に同氏に対して同様に付与することとし、平成19年度以降の新株予約権付与の継続の可否や利益水準目標値の決定に関して誠実に協議する旨も合意しております。

<後略>

(訂正後)

(18) 子会社の代表取締役社長に付与した同社新株予約権の行使により同社に対する当社持株比率が低下するリスク

<前略>

なお、株主間契約においては、AMJは中村氏に対し平成16年度及び平成17年度において利益水準目標の達成を条件に同氏保有株式数に0.29を乗じた新株予約権を付与する内容となっております。さらに当初の契約において未設定となっていた平成18年度の利益水準目標を具体化すると共に同氏に対して同様に付与することとし、平成19年度以降の新株予約権付与の継続の可否や利益水準目標値の決定に関して誠実に協議する旨も合意しております。

<後略>

(訂正前)

(20) 双日株式会社及びそのグループ会社との関係について

<前略>

②双日株式会社との人的関係について

現在双日株式会社における非鉄金属プロジェクトの支援を目的として平成18年4月より1年間、2名を出向させており、本年度も継続しております。

また、双日株式会社及び双日グループ会社から当社への出向者は、平成15年9月末までに転籍もしくは出向解除しており、現在は存在していません。

なお、当社の役員10名のうち、双日の従業員を兼務している者は以下の者であります。

<中略>

③双日との取引について

当社グループと双日グループ（当社グループを除く）との取引関係は以下の通りであります。

<後略>

(訂正後)

(20) 双日株式会社及びそのグループ会社との関係について

<前略>

②双日株式会社との人的関係について

現在双日株式会社における非鉄金属プロジェクトの支援を目的として平成18年4月より1年間、2名を出向させており、本年度も継続しております。

また、双日株式会社及び双日グループ会社から当社への出向者は、平成15年9月末までに転籍もしくは出向解除しており、現在は存在していません。

なお、当社の役員10名のうち、双日株式会社の従業員を兼務している者は以下の者であります。

<中略>

③双日グループとの取引について

当社グループと双日グループ（当社グループを除く）との取引関係は以下の通りであります。

<後略>

7【財政状態及び経営成績の分析】

(訂正前)

(1) 重要な会計方針及び見積り

<中略>

③ 投資有価証券の評価

当社グループの保有する投資有価証券は、市場性のある投資有価証券と非上場の投資有価証券に分類されます。市場性のある投資有価証券は、期末時点の市場価格に基づく時価法によっており、評価差額は全部資本直入法により処理しております。期末における時価が取得価額に比べ50%以上下落している場合には全て、減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

<後略>

(訂正後)

(1) 重要な会計方針及び見積り

<中略>

③ 投資有価証券の評価

当社グループの保有する投資有価証券は、市場性のある投資有価証券と非上場の投資有価証券に分類されます。市場性のある投資有価証券は、期末時点の市場価格に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。期末における時価が取得価額に比べ50%以上下落している場合には全て、減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

<後略>

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

①第二回新株予約権（ストックオプション）の発行

株主総会の特別決議（平成17年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。但し、当社と新株予約権者との間で締結する契において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。	同左

(訂正後)

①第二回新株予約権（ストックオプション）の発行

株主総会の特別決議（平成17年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。但し、当社と新株予約権者との間で締結する <u>契約</u> において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。	同左

(訂正前)

②第四回新株予約権（ストックオプション）の発行

<中略>

(注) 4. その他新株予約権の消却事由及び条件は以下の通りである。

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当を受けた者が(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権は無償で取得することができる。

<後略>

(訂正後)

③第四回新株予約権（ストックオプション）の発行

<中略>

(注) 4. その他新株予約権の消却事由及び条件は以下の通りである。

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当を受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権は無償で取得することができる。

<後略>

(6) 【大株主の状況】

(訂正前)

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
	<前略>		
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	116,100	4.80
	<後略>		
計	—	1,719,200	71.01

(訂正後)

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
	<前略>		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	116,100	4.80
	<後略>		
計	—	1,719,200	71.01

(8) 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくもの

1) 第一回新株予約権

決議年月日	平成16年6月22日
付与対象者及び人数(名)	取締役 2 (社外取締役を除く) 監査役 1 (社外監査役を除く) 使用人で執行役員の資格を有する者 4 合計7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	取締役に対し3,800、監査役に対し500、執行役員に対し2,700、合計7,000
新株予約権行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	二
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	二

(訂正後)

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条、238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくもの

1) 第一回新株予約権

平成16年6月22日定時株主総会決議に基づき発行した新株予約権は、平成19年3月13日をもって全て権利行使が行われたため、残高はありません。

(訂正前)

3) 第三回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日

(訂正後)

3) 第三回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日及び平成17年11月15日

(訂正前)

5) 第五回新株予約権

新株予約権行使時の払込金額 (円)	<p>1株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月各日(ただし、取引の成立しない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.20を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>ただし、かかる金額が、新株予約権の発行日の終値(ただし、当日に終値のない場合はそれに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合には、1株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日の終値に1.20を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権1個当たりの払込金額は、<u>1株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。</u></p> <p>なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行、又は、自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。(注) 2</p>

<中略>

(注) 3. その他新株予約権の取得の条件は以下の通りである。

<中略>

②当社は、新株予約権の割当を受けた者が(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。

(訂正後)

5) 第五回新株予約権

新株予約権行使時の払込金額 (円)	<p>1株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月各日(ただし、取引の成立しない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.20を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>ただし、かかる金額が、新株予約権の発行日の終値(ただし、当日に終値のない場合はそれに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合には、1株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日の終値に1.20を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権1個当たりの払込金額は、<u>1株当たりの払込金額に新株予約権1個(新株予約権1個につき普通株式100株)当たりの株式数を乗じた金額とする。</u></p> <p>なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行、又は、自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。(注) 2</p>

<中略>

(注) 3. その他新株予約権の取得の条件は以下の通りである。

<中略>

②当社は、新株予約権の割当を受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

<中略>

④ 社外取締役及び社外監査役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

社外監査役の小林輝夫氏は、当社筆頭株主であるMB0ファンド(F B F 2000. L. P.)を運営するみずほキャピタルパートナーズ株式会社の顧問であります。当社と同社との間での取引関係はありません。

<中略>

(4) 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨、定款で定めております。

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

<中略>

④ 社外取締役及び社外監査役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役の種房俊二氏は平成19年3月期末において当社株式200株を所有しております。それ以外での取引関係、利害関係の該当事項はありません。

社外監査役の小林輝夫氏は、当社筆頭株主であるMB0ファンド(F B F 2000. L. P.)を運営するみずほキャピタルパートナーズ株式会社の顧問であります。当社と同社との間での取引関係はありません。

<中略>

(4) 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨、定款で定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

注記事項

(退職給付関係)

(訂正前)

<前略>

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(3) 退職給付引当金((1)-(2)) (千円)	△107,814	△137,345

(注) 1. 当社及び国内連結子会社は退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 上記(2)の年金資産等には、適格退職年金資産のほか厚生年金基金から支払われると見込まれる額が含まれております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(3) 退職給付引当金((1)+(2)) (千円)	△107,814	△137,345

(注) 1. 当社及び国内連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 上記(2)の年金資産等には、適格退職年金資産のほか厚生年金基金から支払われると見込まれる額が含まれております。

<後略>

(税効果会計関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円) 繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 59,039 賞与引当金損金算入限度超過額 82,738 退職給付引当金損金算入限度超過額 43,940 役員退職慰労引当金損金算入限度超過額 12,399 <後略>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円) 繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 110,579 賞与引当金 125,859 退職給付引当金 55,967 役員退職慰労引当金 13,183 <後略>

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円) 繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 59,039 賞与引当金 82,738 退職給付引当金損金算入限度超過額 43,940 役員退職慰労引当金 12,399 <後略>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円) 繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 110,579 賞与引当金 125,859 退職給付引当金 55,967 役員退職慰労引当金 13,183 <後略>

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

（訂正前）

（1）親会社及び法人主要株主等

<表略>

（注） 双日株式会社は、双日ホールディングス株式会社を存続会社として平成17年10月1日に同社と合併いたしました。合併新会社は同日付けで商号を双日株式会社に変更いたしました。

平成17年9月30日現在資本金	双日ホールディングス株式会社	<u>130,498,826千円</u>
	双日株式会社	292,184,066千円
平成17年10月1日現在資本金	双日株式会社	<u>130,498,826千円</u>
平成18年3月31日現在資本金	双日株式会社	130,549,826千円

（訂正後）

（1）親会社及び法人主要株主等

<表略>

（注） 双日株式会社は、双日ホールディングス株式会社を存続会社として平成17年10月1日に同社と合併いたしました。合併新会社は同日付けで商号を双日株式会社に変更いたしました。

平成17年9月30日現在資本金	双日ホールディングス株式会社	<u>130,049,826千円</u>
	双日株式会社	292,184,066千円
平成17年10月1日現在資本金	双日株式会社	<u>130,049,826千円</u>
平成18年3月31日現在資本金	双日株式会社	130,549,826千円

(重要な後発事象)

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;"><前略></p> <p>2. 第四回新株予約権(ストックオプション)発行 平成18年6月28日開催の第25回定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、当社取締役及び一部の従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権の付与(ストックオプション)をいたしております。</p>	<p style="text-align: center;"><前略></p> <p>2. _____</p>
<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p> <p>(1) 新株予約権の付与日 募集新株予約権の発行は本総会承認後1年以内の取締役会で決定する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>
<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 <中略></p> <p>④その他の条件については、第25回株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役及び従業員との間で締結する「第四回新株予約権割当契約」に定めるところによる。(注)3</p> <p>(8) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。但し、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。</p> <p>3. _____</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>3. 第五回新株予約権(ストックオプション)発行 <中略></p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p><中略></p>	<p>なお、本新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時点をもって次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p><中略></p>	<p>なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分すべき株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えることとする。</p> <p>また、本新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時点をもって次の算式より1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(9) 新株予約権の行使の条件 <中略></p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p><後略></p>	<p>②新株予約権の割当を受けた者が、法律や社内諸規則等の違反、社会や会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとし、以後新株予約権者の新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③新株予約権の相続は認めない。</p> <p>④その他の条件については、本株主総会決議後今後開催される募集新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役及び従業員との間で締結する「第五回新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(11) 新株予約権の譲渡制限 <u>新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。</u></p>

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<前略>	
2. 第四回新株予約権(ストックオプション)発行 平成18年5月23日開催の取締役会及び平成18年6月28日開催の第25回定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、当社取締役及び一部の従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権の付与(ストックオプション)をいたしております。	2. _____

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(1) 新株予約権の付与日 募集新株予約権の発行は本総会承認後1年以内の取締役会で決定する。	<中略>

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<中略>	
(7) 新株予約権の行使の条件 <中略> ④その他の条件については、第25回株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役及び従業員との間で締結する「第四回新株予約権割当契約」に定めるところによる。 (8) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。但し、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。 3. _____	3. 第五回新株予約権(ストックオプション)発行 <中略>

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p><中略></p>	<p>なお、本新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時点をもって次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p><中略></p>	<p>なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分すべき株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えることとする。</p> <p>また、本新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時点をもって次の算式より1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(9) 新株予約権の行使の条件</p> <p><中略></p>

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p><後略></p>	<p>②新株予約権の割当を受けた者が、法律や社内諸規則等の違反、社会や会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとし、以後新株予約権者の新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③新株予約権の相続は認めない。</p> <p>④その他の条件については、本株主総会決議後今後開催される募集新株予約権発行の取締役会決議に基づき、<u>当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「第五回新株予約権割当契約」に定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(11) 新株予約権の譲渡制限</p> <p><u>新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。</u></p>

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

注記事項

(貸借対照表関係)

(訂正前)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>* 8 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>受取手形 810,105千円</p> <p>売掛金 1,096,255千円</p> <p>短期貸付金 996,136千円</p> <p>流動負債</p> <p>支払手形 1,010千円</p> <p>買掛金 428,483千円</p> <p>* 9 _____</p>	<p>* 8 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>受取手形 3,075,523千円</p> <p>売掛金 1,617,136千円</p> <p>流動負債</p> <p>支払手形 614千円</p> <p>買掛金 1,940,142千円</p> <p>* 9 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 29,201百万円</p> <p>支払手形 1,328,688百万円</p>

(訂正後)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>* 8 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>受取手形 810,105千円</p> <p>売掛金 1,096,255千円</p> <p>短期貸付金 996,136千円</p> <p>流動負債</p> <p>支払手形 1,010千円</p> <p>買掛金 428,483千円</p> <p>* 9 _____</p>	<p>* 8 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>受取手形 487,915千円</p> <p>売掛金 1,617,136千円</p> <p>流動負債</p> <p>支払手形 614千円</p> <p>買掛金 1,940,142千円</p> <p>* 9 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 29,201千円</p> <p>支払手形 1,328,688千円</p>

(税効果会計関係)

(訂正前)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円) 繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 58,862 賞与引当金損金算入限度超過額 76,449 退職給付引当金損金算入限度超過額 42,559 役員退職慰労引当金損金算入限度超過額 12,399 <後略>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円) 繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 110,579 賞与引当金 90,318 退職給付引当金 53,785 役員退職慰労引当金 13,183 <後略>

(訂正後)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円) 繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 58,862 賞与引当金 76,449 退職給付引当金損金算入限度超過額 42,559 役員退職慰労引当金 12,399 <後略>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (千円) 繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 110,579 賞与引当金 90,318 退職給付引当金 53,785 役員退職慰労引当金 13,183 <後略>

(重要な後発事象)

(訂正前)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<前略>	
2. 第四回新株予約権(ストックオプション)発行 平成18年6月28日開催の第25回定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、当社取締役及び一部の従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権の付与(ストックオプション)をいたしております。	2. _____

<中略>

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<前略>	
(7) 新株予約権の行使の条件 <中略> ④その他の条件については、第25回株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役及び従業員との間で締結する「第四回新株予約権割当契約」に定めるところによる。(注) 3 (8) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。但し、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。 3. _____	3. 第五回新株予約権(ストックオプション)発行
<中略>	
	(9) 新株予約権の行使の条件 <中略> ④その他の条件については、本株主総会決議後今後開催される募集新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役及び従業員との間で締結する「第五回新株予約権割当契約」に定めるところによる。 <中略> (11) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
<後略>	

(訂正後)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. 第四回新株予約権(ストックオプション)発行 平成18年5月23日開催の取締役会及び平成18年6月28日開催の第25回定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、当社取締役及び一部の従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権の付与(ストックオプション)をいたしております。	<前略> 2. _____

<中略>

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(7) 新株予約権の行使の条件 <中略> ④その他の条件については、第25回株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役及び従業員との間で締結する「第四回新株予約権割当契約」に定めるところによる。 (8) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。但し、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。 3. _____	<前略> 3. 第五回新株予約権(ストックオプション)発行 <中略> (9) 新株予約権の行使の条件 <中略> ④その他の条件については、本株主総会決議後今後開催される募集新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「第五回新株予約権割当契約」に定めるところによる。 <中略> (11) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。 <後略>